

第2回定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成28年8月5日(金)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食組合会議室
- 3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回第1回定例教育委員会会議録の承認について

(1) 議決事項

議案第3号 平成27年度給食会決算認定および当期末処理金の処分について

(2) 報告事項

- 報告第4号 平成28年度一般会計補正予算について
- 報告第5号 給食会理事会役員および各委員会委員の報告について
- 報告第6号 学校給食費の滞納について
- 報告第7号 学校給食における異物混入の対応について

- 4 出席者 教育長 多田 実
委員 藤本 英生
委員 桑野 聡史
委員 三宅 義雅
委員 吉原 孝
- 5 事務局出席者 給食課長
給食課長代理

午前9時55分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長

先生方、おはようございます。先生方お集まりいただいておりますので、始めさせていただきたいと思
います。

それでは、第2回定例教育委員会会議に入ります前に、事務局の方から本日の傍聴者の報告をさせてい
ただきます。学校給食組合教育委員会会議規則に基づきまして、公開しております。本日の傍聴希望者が
おられませんでしたので、ご報告させていただきます。また、この会議の内容につきましては、会議録に
まとめ公表する予定にしていますので、会議の内容を録音させていただきますのでよろしくお願いいたし
ます。会議録作成後には消去いたしますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料のご確認をお願いいたします。まず、招集告示の写し、第2回定例教育委
員会会議次第、別添冊子といたしまして、会計決算第45期、平成28年度給食組合補正予算書、給食会役
員名簿、給食費滞納一覧表、最後に学校給食における異物混入対応マニュアルでございます。

それと、本日皆様方にちょっとご紹介させていただきます。事務職員でございます。平成28年度4月
より藤井寺市の方から、派遣職員として出向してきました課長代理の御影でございます。

○給食課長代理

給食課課長代理の御影と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○給食課長

それでは、多田教育長よろしく願いいたします

○教育長

改めましておはようございます。公私何かとお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがと
うございます。過日、7月12日、給食会理事会において、一定の判断もしていただきました。それを受
けて本日の教育委員会会議ということになっております。よろしくお願い致します。

それでは、さっそく内容に入らせていただきます。

まず初めに会議録の署名委員の指定でございますが、柏原市の方からの三宅委員、どうぞよろしくお願
いいたします。それから前回、第1回定例教育委員会会議の会議録の承認につきましてですが、事務局の
方から委員の皆様の方に、ご確認いただいているというふう聞いております。今日はそのコピーを付け
ていただいておりますが、内容の方、承認ということよろしいでしょうか。はい、承認ということにさ
せていただきます。

それでは、議事に入りますが、レジュメに従いまして、(1)の議決事項ということでございます。第
3号、平成27年度給食会決算認定および当期未処理金の処分について、ということで、事務局の方、ど
うぞよろしくお願い致します。

○給食課長

座ってご説明させていただきます。議案第3号、27年度給食会会計決算認定、それと当期未処理剰余金の処分についてのご報告をさせていただきます。

お手元にお配りしております会計決算書をご覧いただきたいと思います。この会計決算は、第45期平成27年度4月1日から28年3月31日のものでございまして、この決算書につきましては、6月7日に保護者代表の2名の監査委員の方々によりまして、監査を受けております。すべて正確にして相違ないことを認めていただきました。また、7月12日の理事会においてご報告して、ご承認していただいております。それと、当期未処理剰余金につきましてもご決定の方、いただいておりますが、本日、この給食組合教育委員会におきまして、最終のご承認とご決定をお願いするものでございます。

それでは、決算書の中身についてご報告させていただきます。表紙をおめくりいただけますでしょうか。左側に藤井寺市柏原市学校給食会事業報告を記載しておりますので、概要を簡単に説明させていただきます。まず、給食実施状況でございますが、昭和46年10月から藤井寺市と柏原市の小学校を対象に学校給食事業を開始して、本年で44年が経過いたしました。また、平成26年4月から中学校給食を開始しております。大阪府の状況でございますが、24年に実施率13%でございましたが、28年度5月現在で、大阪府下80.7%となっております。国では全国平均で平成32年度までに90%の目標を掲げております。大阪府では平成28年末には、93.1%の見込みであります。大阪府では、東大阪だけがまだ実施する目途がたっておらない状況でございますが、国の目標を達成できたと府の方から報告がありましたので、お伝えいたします。

それと、27年度の対象校および在籍児童生徒数でございますが、27年5月1日現在で、藤井寺市小学校7校3,356人、中学校3校1,703人、柏原市の小学校10校3,507人、中学校6校1,926人でございます。藤井寺市の小中合計でございますが、5,059人、柏原市の小中合計で、5,433人、27年度5月1日現在で両市合わせまして、10,492人の給食の在籍数でございます。延べ給食実施人数は、1,904,956人ございました。給食実施回数は184回で、その間、米飯の回数は124回、パンの回数は60回ございました。

次に保護者負担額でございますが、平成26年に200円の値上げをさせていただき、平成27年度の保護者負担額は月額で小学校低学年3,700円、中学年3,800円、高学年3,900円、中学校は4,300円で、1食当たりの食材料費の年間平均額は、251円17銭となっております。

続きまして、献立の内容でございますが、文部科学省の栄養基準量を充足させ、特に家庭では摂りにくいカルシウムやビタミン等を多く摂るような考えで、栄養豊かで食品のバランスを考慮し、良質、安全、しかも低廉な食品を使用して、素材を生かした手作り給食を実施してまいりました。

次に、理事会および委員会活動の状況でございますが、給食理事会では年3回開会し、給食の日程や給食費、それと今一番問題になっておりますアレルギーの対応や危機管理体制、給食費の滞納問題など給食運営全般に協議して、決定していただいております。給食主任会は、小学校、中学校とも年5回開会し、よ

り良い学校給食を実施するために協議研究や各学校の情報の交換もしております。業者選定委員会は年2回開会し、給食物資を取扱う納入業者の選定及び登録を行い、平成27年度は32社より給食物資の購入をいたしております。献立委員会は、年6回開会し、栄養士が献立の原案を考え、保護者の代表の方々や学校給食主任の先生方のご意見も取り入れながら実施献立を決定してまいりました。物資購入委員会は、年27回開会いたしまして、良質、安全、低廉な物資を登録業者によります入札方法で物資の選定、購入をして参りました。給食費対策委員会では年2回開会いたしまして、滞納給食費について、協議して頂いております。以上、簡単でございますが事業報告を終わらせていただきます。

恐れ入ります。次のページに会計決算審査意見書を付けておりますが、これは監査を受けましてすべて相違ないということで、認めていただいた写しを付けておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

次に、1枚おめくりいただきまして、1ページの収支計算書からご説明させていただきます。平成27年4月1日から28年3月31日までの単年度収支でございます。まず収入の部からご説明させていただきます。収入の部の給食事業収入といたしまして、478,285,974円でございます。内訳といたしまして、給食費収入が、477,863,494円でございます。試食費収入で、422,480円ございました。恐れ入ります、4ページの方に明細書を付けておりますので、お開き願ひたいと思ひます。給食事業収入明細書、1の給食費の収入額でございますが、藤井寺市小学校中学校合わせまして10校、柏原市小中学校合わせまして16校、給食組合を含めた27の納付校の一覧表でございまして、給食のない8月を除いた11ヶ月分の給食費の合計でございます。納付額が多い順に記載しております。藤井寺小学校、39,789,554円から一番最後の堅上中学校の、2,685,332円まで、その合計が、477,863,494円となったものでございます。次にその下に試食費収入でございますが、幼稚園の試食分が1食210円で940食、金額として、197,400円。小学校の保護者の試食費で1食が240円の932食、223,680円。それと中学校の保護者等の試食で、1,400円、合計422,480円の収入がございました。恐れ入ります、1ページにお戻り願ひたいと思ひます。次に、給食事業外収入でございますが、125,825円ございました。内訳でございますが、不用品売却125,700円。これは、給食の食材料が入っていますダンボール箱をリサイクル業者に売却した収入でございます。預金利子といたしまして125円。ゆうちょ銀行の預金利息でございます。給食事業収入と給食事業外収入の合計478,411,799円が27年度の収入でございます。

続きまして、右側に支出の部でございますが、給食事業費用といたしまして、478,264,600円。給食の食材料の合計でございます。恐れ入ります、5ページの方に明細書の方を付けておりますのでご覧いただきたいと思ひます。給食材料費明細書でございますが、主食のパン代金として、31,571,599円、米飯代金といたしまして、69,825,946円、副食代金、これは給食センターで作るおかげの代金でございまして、274,990,854円でございます。牛乳代金として、101,876,201円でございます。合計で、478,264,600円となったものでございます。これが1年間の給食食材料費の支出でございます。恐れ入ります、もう一度、1ページにお戻り願ひたいと思ひます。

次の事業外費用でございますが、208,452円。これは、学校から給食会に給食費を振り込む際に発生いたします手数料として、205,920円と、会計監査に必要な残高証明発行手数料が、2,532円でございます。6ページの方に明細書を付けております。再度6ページの方をお願いしたいと思います。これは振込手数料、各学校の手数料の一覧表でございますが、まず上に、9,504円、これは銀行で振り込みされる場合、一回あたり864円の11ヶ月の合計でございます。あと、8,316円、これは農協さんの方の振込手数料が、756円の11ヶ月分の合計で、藤井寺西小学校1,584円、ゆうちょ銀行でございますが、ゆうちょはかなり安くて1回あたりが144円の手数料の合計をここにあげております。それと下に藤井寺南小学校と藤井寺中学校でございますが、手数料が0と書いてあります。これは給食センターの口座を持ちます三菱東京UFJ銀行の藤井寺支店、同じ銀行を使っておりますので手数料が掛からないということで、0とあがっております。手数料合計が、205,920円でございます。下に残高証明発行手数料、三菱東京UFJ銀行、1回あたり756円の2回分、ゆうちょ銀行で510円のこれも2回分でございます。監査は年2回ございまして、その時に残高証明を取っているものでございます。この手数料につきましては給食会で負担することになっており、金融機関によりまして今申し上げましたように金額の方が若干変わっているものでございます。今一度、1ページの方にお戻り願いたいと思います。

収入の合計から支出の給食事業費用と給食事業外費用を差引きますと、61,253円の欠損ということになりました。

以上、支出の部の合計が、478,411,799円でございます。

続きまして、2ページをお願いしたいと思います。貸借対照表でございます。左側に資産の部をあげておりますが、現金預金として、35,546,496円。7ページに明細書を付けております、恐れ入ります7ページをご覧くださいと思います。現金預金明細書でございますが、現金として現金手元有高はございません。預貯金といたしまして、三菱東京UFJ銀行藤井寺支店の普通預金に35,546,396円と、ゆうちょ銀行に100円の残高がございます。次のページに残高証明書の写しを付けておりますのでご確認の方よろしくお願いいたします。

次に恐れ入ります、もう一度2ページの方にお戻り願いたいと思います。未収金でございますが、未収金、1,867,795円、この未収金でございますが、中学校給食が開始された平成26年度より、各学校から給食会へ給食費の納入がございますが、家庭から学校に入金された金額だけ振り込むことになりました。滞納があれば給食会に振り込まれる給食費に不足が生じてしまいます。

次の立替金でございますが、これは給食費を4ヶ月以上学校の方で滞納しておりますと、学校から給食会に移管されます給食費です。この滞納給食費の回収事務につきましては、給食センターで行うという理事会のご決定がございまして、その滞納給食費も給食会で一時立て替えすることになりました。その金額が2,696,133円でございます。この立替金でございますが、給食会から家庭に滞納給食費の督促を行い、回収出来れば給食会会計に戻し入れするものです。以上資産の部合計で、40,110,424

円となったものでございます。

次に負債の部でございますが、未払金、35,536,520円。これは恐れ入ります、8ページに未払金明細書を付けております。ここに示しておりますのは、3月の物資代金を業者ごとに示しております。3月分の支払いは、翌月払いとなっております関係で、未払金が発生しております。この未払金は、4月までに支払いは完了しておりますことをご報告しておきます。

恐れ入ります、今一度2ページにお戻りいただきたいと思っております。2ページの未払金の次に前期繰越剰余金でございますが、4,635,157円となっております。これは、26年度までに繰越されました剰余金の合計でございます。次の欠損額は、当期の欠損が、61,253円となり、これらを合計しまして、負債の部の合計が、40,110,424円となったものでございます。以上、収支計算書と貸借対照表について、ご説明させていただきました。

次の3ページの剰余金処分計算書でございますが、前期繰越剰余金が4,635,157円、当期末処理欠損金が61,253円、次期繰越剰余金でございますが、この欠損金を引きました、4,573,904円を処分させていただきたいと思っております。

この会計決算認定ならびに当期末処理金の処分につきましては、給食組合教育委員会で最終のご承認とご決定をお願いするものですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長

はい、ありがとうございました。詳しくご説明いただきましたが、事業報告書関係で何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

それでは二つ目の会計監査は適切にしているというご報告でございます。次、1ページの方の収支計算書ですが、先程、収入支出についてご説明いただきました。欠損額が、61,253円であるという事でございますが、ここについて何かご質問等ございますでしょうか。

私の方から、欠損については、61,253円という部分については、だいたい例年この程度なんですか。そういった額でのプラスマイナスっていうのはおこっているわけですかね。

○給食課長

出てまいります。なぜ出てまいりますっていうのは、物資を購入いたしますが、3学期に0にするのはかなり難しい作業でございます。例えば3学期に入りまして、天候不順で野菜が高くなる、また反対に安くなるっていうような状況で、この欠損が出たり剰余金が出たりというようなことがございます。それと、インフルエンザ等で学校の学級閉鎖とか諸々のことがございますが、急に給食を止めないといけないということになりますと、予定しておりました物資、すでに購入しておりますけれども、その代金は払わないといけない、給食を止めた学校には還付金として、学校の方に還付しないといけないというような諸

事情もございますので、これ本当に0にしないといけないんですけども、やはり剰余金とか欠損金が出てまいるのが必然的に毎年出ておりますので、そういう諸事情をご理解いただきたいと思います。

○教育長

額的には、まあまあ例年に近い金額ですか。特別この27年度はたくさんとか、そういうわけではないということですか。

○給食課長

27年度、多いものではないです。

○教育長

収支計算書の方よろしいでしょうか。はい、次めくっていただいて、2ページの方の貸借対照表につきまして、未収金の問題、それから給食センターへの未収金の移管後の立替金の金額等の示されておりますが、一応、貸借対照表としてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、剰余金処分計算書3ページの方ですが、次期繰越剰余金として4,573,904円を次年度におくるということでございます。これにつきましても、よろしいでしょうか。はい。

それでは、今ご説明頂きました件、全体的に了承ということよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。承認ということで終わらせていただきます。

○給食課長

ありがとうございました。

○教育長

議決の方は以上ですね。

○給食課長

はい。

○教育長

では、報告事項の方のレジメに戻りまして、報告事項の第4号から第7号まで、これはどうですかね、一つずつですか。一括ですか。

○給食課長

一つずつ説明させていただきます。

○教育長

一つずつですね、はい。では報告第4号の方、平成28年度一般会計補正予算について、どうぞよろしくをお願いします。

○給食課長

はい、この補正予算につきましては、平成28年6月2日に組合議会におきまして、議決した内容について報告いたします。恐れ入りますが、1ページをお願いしたいと思います。本補正予算につきましては、第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、688,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額、650,109,000円とするものでございます。減額となります、688,000円でございますが、管理市であります藤井寺市の議会におきまして、平成28年2月議会でございますが、給与に関する条例の一部を改正されました。平成27年度人事院勧告の内容に基づきまして改正され、平成28年度4月1日に施行されました。本組合の職員給与の支給に関しましては、管理市であります藤井寺市の給与条例に準じております関係で、給食組合の平成28年度当初予算におきましては、改正前の条例に基づき予算措置しております。その職員の給料を補正したものです。

また、中学校給食の開始と給食組合教育委員会事務局が設置されました事で、事務量の増加に伴いまして、藤井寺市と柏原市の方より、給食組合の事務に従事するため、派遣職員の取扱に関する協定書を交わしまして、2名の幹部職員の出向をお認めいただきました。その2名の給与を増額し、また、事務職員2名が自己都合によりまして退職いたしました関係で減額補正をいたしております。

それでは詳細につきましては、歳出より説明いたしますので、6ページをお開き願いたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、事務職員7名の人件費等で、11,167,000円の減額補正で、款3教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、事務職員7名を含む調理職員の人件費で、10,479,000円の増額補正をさせていただいております。

次に、歳入について説明いたします。5ページにお戻り願いたいと思います。まず款3繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして、2,505,000円を増額補正しております。款4諸収入、項2雑入、目1雑入につきましては、パート調理員等賃金にかかります雇用保険掛け金の精算によりまして減額見込み額の、141,000円を減額補正いたしました。款1の分担金及び負担金につきましては、児童生徒数割分で、藤井寺市1,472,000円、柏原市1,580,000円を減額補正いたしました。誠に簡単でございますが、以上、平成28年度一般会計補正予算についてご説明、ご報告をさせていただきました。以上でございます。

○教育長

はい、ありがとうございました。一応、6月2日の組合議会で承認いただいているという内容だというご説明でございますが、給与条例の改正に伴うもの、また、事務量の増加に伴う職員の給与、退職者の給与といったようなご説明でございました。何かご質問等ございますでしょうか。

特にないということですので、進めさせていただきます。それでは続いて第5号の報告、よろしく願います。

○給食課長

報告第5号、給食会理事会役員および各委員会委員の報告でございますが、お手元の方に役員名簿をお付けしております。給食会理事会での理事や会計、会計監査、各委員会等にご参加願います保護者代表の方々と、各代表での主任の先生方、校長先生方には、各委員会での委員長・委員長代理を決めていただきました。その名簿が出来上がりました。この名簿の皆様方によりまして現在、理事会や委員会を進めさせて頂いておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長

特にこの点について、昨年と変わっている事情というのはいないんですか。

○給食課長

はい、変わっているところはございません。この名簿というか人選にあたりましては、本当に校長先生にご苦勞掛けておまして、PTAのお母さん方も仕事を持っておられ、お忙しい中、委員会等に來ていただいております。

○教育長

何か特に問題とか、指摘されているようなことはございませんね。

○給食課長

ございません。

○教育長

はい、では次の、報告第6号の方、学校給食費の滞納について、よろしく願います。

○給食課長

(給食費滞納・納入一覧表で説明)

○教育長

はい、ありがとうございました。それでは、報告第7号よろしくお願ひいたします。

○給食課長

学校給食における異物混入の対応についてですが、前回、学校給食の危機管理ということで、緊急対応として、食中毒発生、異物混入、それと給食物資の事故というように、三つに分けた危機管理マニュアルを理事会と給食組合教育委員会に提示させていただきました。4月の理事会で、また色々と意見が出てまいりまして、学校で異物混入があった場合の対応で、学校長がより判断しやすいような細かな指示をされたチャート、若しくはマニュアルが欲しい。危機管理マニュアルだけではなく、すぐに対応できるような何か欲しいというご意見を頂戴いたしました。そのことを考えまして、新たに学校給食における異物混入対応マニュアルを今回ご提示させていただいています。これも7月の理事会に提示させていただきました。その7月の理事会でも再度意見を頂戴いたしまして、整備したものを、本日の教育委員会議に提出させていただいております。中身の方は、今後、検討していくような余地を踏まえておると思いますので、理事会で色々と練って、良いものにしていきたいと思っております。このマニュアルでございますが、特に学校でございますが、教室で給食の中に異物を発見した場合と、この給食センターでの対応や保護者に対しての通知文書も付けたマニュアルでございますので、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

このマニュアル1ページに書かれておりますのが、学校の教室の中で発見された場合の対応チャートということで、どういった流れでどう対応をしたらいいかというのを簡単にまとめたものでございます。この表の囲みの一番左上に、A有毒異物、B有害異物、これ一つに囲んでおりますが、これが給食に入っていた場合どうしたらいいのかというのがこの下で、学級担任は異物を確認し、学校長に報告。配膳中、これは食缶から食器に子どもが配膳している最中、この場合異物混入があればすぐに提供中止。喫食中、食べる時に誰かが見付けたということになりますと、その時点で喫食を中止するというご判断で書いております。ここに有毒異物、有害異物ここに書いてありますが、有毒異物で、異味、異臭とか腐敗っていうのは、まず学校には届けることはないって思っております。この分については、何かあったら給食センターで確認でき、排除できると思っております。作っている間に異味異臭がしたなっていうふうになりますと、そういった給食を学校には絶対にお届けしないと、私も調理員も自信持ってそこは言えます。有害異物ですけど、金属、ガラス、鉍物、タバコとか色々入っていますけど、これも大量に入るっていうことは、まず考えられないと思っております。Cの一般異物の髪の毛とか繊維とか小石とか、食物に付いている虫、幼虫等もございますが、ここもこの下に、取り除けないというのは、髪の毛が沢山入って取ることができない、あっちこっちの教室にも入っているという場合は、給食を中止することになりますが、まずこんなことはないと思っております。あと、Cの一般異物の取り除けるっていうのは、学校で食缶を開けた、髪の毛が入っている、そのクラスだけであつたら、その髪の毛を取り除いて配膳してもらうか、それが気持ち悪い

からということでありましたら、給食センターでも予備というのがございますので、一クラス分ぐらいは常時予備も持っておりますし、各学校でも予備として、10食分の予備は職員室の方に入れておりますので、交換してご対応していただいたら、いけるかなって思っておりますが、まあこういう場合はどうしたらいいのかをまとめさせていただきましたのが、このチャートでございます。

2ページの方に、ちょっと細かく挙げさせていただいておりますのが、配膳中、喫食中の異物発見時の学校長の対応ですが、ここも大幅に変えさせていただいております。③のところですけど、異物混入があった学級担任から報告を受ける。Aの有害、有毒、取り除けない、大量に入っていた場合のCの一般異物が入った場合は、まず子どもの安全を守るために給食を止める校内での一斉放送をして、全学級に指示していただきます。このただしのところですけども、これもまた先生方に色々意見が出るかもわからないんですけど、該当学級だけ、この有害異物の中にも金属類がございます。金属類は、調理器具でネジ等を使用しております。例えばネジが落ちた場合、それが出てくるまで調理はストップして全員で探します。分からないまま学校に行き学校で発見したならば、そのネジが1個だったら取り除いて配膳する。それと衛生害虫、ゴキブリとかハエとかクモ、ムカデを学級で見つけた場合は喫食を中止して、新たに別の食缶を手配する。そういった場合は他の学級には影響ございませんので、給食をしていただけるのではないかなというふうに思っております。衛生害虫については、調べさせていただきました。藤井寺の保健所、府の環境農林水産総合研究所、これは羽曳野にあります農林センターです。府立公衆衛生研究所などで聞きましたところ、幼虫とか、まあゴキブリとか入って、それを食べて、食中毒になり、体調が悪くなったりといった事例は、今まで一切ないということでございます。これは三者とも同じご意見でございまして、で、虫を加熱処理することによってほとんど害がない。虫が何からできているかということ、タンパク質と脂質からできておるので、間違っても食べても問題はないであろうということです。ゴキブリにつきましても、ゴキブリ自体も表面にサルモネラ菌が付く場合がございますが、これも加熱調理いたしますと、人がスープを飲んでも食中毒がおこるとするのは、まず考えられないという答えをいただいております。

あと、各項目について、対応をお示しさせていただいております。このマニュアルでございしますが、再度、理事会に提出させていただいて、今度は2月に理事会がありますが、それでこれでいけるってということになりましたら、2月の教育委員会会議の方でご提示させていただきます。よろしく願いしたいと思っております。

あと、今回の理事会で、決定していただけなかったものがございます。この異物が入っておって、その学校全体の給食を止めることになると、その後の処置として何か決めておく必要があります。なにか代替の給食を持って行くなり、それか弁当を持ってきてもらうとか、それを決めておかなければと思います。ご提案させていただいたのが、三品献立の中に一品だけ異物が入った場合、二品献立は食べていただけるのか、食べていただいたとして、一品献立は中止で食べないとなりますと代替食品を考える必要が出て参ります。代替食品を提供する、その日のうちにこのおかず一品に代わるものとしてすぐ対応できるのは、ご飯の場合はふりかけを準備する、パンの場合はジャムを準備して持って行くっていうような対応

を、給食センターとしてはできるかなと、一番スムーズに、なおかつ、在庫として持つておかないといけませんので、全小中学校のフリカケ、ジャムを保管する場所っていうのは給食センターしかございませんので、かさばらず保管しやすく、賞味期限もございますので、その賞味期限の管理確認しやすいものとなります。あと賞味期限が来ますとこれを廃棄することもできませんので、次の月の献立にフリカケを使用することで、順次新しいものをローテーションで使用できるかなと思いましたが、フリカケ又はジャムを提供したらどうですかというご提案をさせていただきました。いや、全部食べさせるのは駄目だということになる場合も想定いたしまして、そういう場合はレトルトのカレーとか、根菜類のスープ、これは3年ぐらいの賞味期限がございます。これは、公益財団法人大阪府学校給食会の方で栄養士と業者が開発した物資で、温めなくても食べれるカレーでご飯も入っています。これは災害時の緊急食材でございます。救急カレーと書いてるんですけど、袋を開けてスプーンでそのまま食べることも可能で、温めて食べることも可能でございます。ご飯があるからスープだけでというふうになりましたら、根菜スープがございます。府の給食会の方では物資として提供できるようには聞いております。240円から250円ぐらいいたします。どっちか買いますと10,000食でございますので、300万円の予算がこれも必要になってきます。フリカケとかジャムでございましたら、給食費の中でうまく回れる。いややっぱりこういうのが欲しいということになりますと、予算計上して準備の方はしないといけないかなと思っております。給食中止する場合についても、すぐに保護者に知らせる必要があるのではないかということで、通知文書も準備をさせていただいております。今後、協議して結論をだしていかないといけません、結論が出まして、このマニュアルでいこうという事になりましたら、ご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長

はい、報告第7号の方、異物混入ですが、一応ご説明はいただいたんですが、大変内容の幅も広い問題といえますか。特に気になることとか、ご質問とかはございますか。

○教育委員

先程の、教室で異物が発見された場合の対応マニュアルの中で、2ページの校長先生の方の対応の中で、③の下の但し書き、確かにおっしゃったように加熱処理してしまえば、害虫、衛生害虫もある意味では口に入れても害はないというのは確かに分かるんです。分かるんですけど例えばイメージとして精神的に受ける場合が結構あると思います。だから、その場合にやはり中止にするとか、あるいは交換するとか、そういう配慮はやっぱり必要になるかなというふうに思います。

○給食課長

ゴキブリの入った食缶のものを食べてもらうのは絶対にできませんので、そういった場合は必ず給食セ

ンターから別のものを持って行く体制はとっております。

○教育委員

先程、根菜類とね、カレーのレトルトのやつがありましたけれど、まあそれはあくまで、震災なんかの時にね、災害用の給食であって、異物混入のために、柏原と藤井寺の学校給食のでは、全食用意してらっしゃるのもね、あんまり恰好のよい話ではないですわな。お金云々というよりも。むしろそういうことがないような、学校での生徒指導に努めるというようなことが第一だと思います。これを一つたたき台として、毎年こう気付いたところを改訂していくっていう感じでやっていったら良いんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○教育長

ありがとうございました。他、どなたかよろしいですか。

ちょっと私の方から質問で、まず今の1ページの学校のフローチャートですね、これのABCとこれ、一般とか有害とありますが、給食センターが昭和46年に始まって以来の経験の中で、一応、考えられるものは全部含まれているという、過去にあったようなことに基づいてるのか、そうじゃなくて、これからこんなこともありうるっていうような物品といたしますか、混入物、これはどうなんですか。

○給食課長

過去にあったものも入れておりますし、今後、入る可能性があるようなものも、例えば金属類とかガラス、ガラスなどはありませんが、いつ何時入るか、絶対ないということではできませんので、考えつく物を書いております。タバコにつきましても、やっぱり中学校給食が開始いたしましたので、あえて入れさせていただきました。

○教育長

これまでは、別にあったという報告はない。

○給食課長

はい、ございません。有害異物のところで、害虫等で書いておったんですけど、害虫等やったら分からないという校長先生からのご意見がございましたので、あえてゴキブリとかハエとかを入れさせていただきました。

○教育長

幼虫や羽虫というのは一般の方に入っていますが。

○給食課長

はい、小さい幼虫っていうのは、野菜の中に入る幼虫と、羽虫なんですけど、これは時期的に大量発生する小さな虫で飛んでる虫ですが、学校で入る可能性もあるし、給食センターで入る可能性のあるということで挙げております。非常に小さな虫ですので、一般に入れていきます。

○教育長

そうですか、ここに書いてある、取り除ける、取り除けないの、この区別はどのように考えますか。

○給食課長

取り除けないというのは、食缶に大量に入っていたり、複数の学級でも異物の確認がされた場合の時です。

○教育長

そういう意味。この、いわゆる体の一部であったり、そういう煮汁に含まれているものは、まあ言えば、取り除けないんですよね。

○給食課長

そういうのが入って、気持ち悪いということになりましたら、喫食を中止して、交換する対応をいたしますが、小さな虫が浮いている場合は、取り除いて食べていただいても問題ないかなと思います。

○教育長

もう煮汁は取り除けないと。その辺の区別もこれではちょっと分かりづらいですね。

○給食課長

あの、この取り除くというところは、他市のマニュアルも見ましたが、小さい虫が入っているだけで、全部取り換えることはしていません。

○教育長

よう飛んでる虫が普通家庭でもね、ぽっと入ったら、これはまあ取り除くというのは、まあまあそういうケースやったと思うんですけどね、もう一緒に調理されていると、これはもう取り除けない。

○給食課長

そうですね、精神衛生上、問題がある分については全てうちの方は取り換える方向で考えていますが、

それが直ぐに対応できたらいいんですけど、学校との時間差がございますので、虫を取って食べても食中毒にならないと思います。

○教育長

それは医学的にとかね、そういう部分で結果的に体に害は起こらないと、だから食べていいですよって、なかなか指導はできないからね。

○給食課長

それは言えないですね。

○教育長

だから、そういう場合はもう全部食べるのは控えなさいっていうのか、一般にかたちかなって思うんですけどね。

○給食課長

食缶に入っていて、気持ち悪いっていうことになったら、それは取り換えていただくのが一番いいかなというふうに思います。

○教育長

それと、給食センターの部分についてですが、これは質問になりますけども、ここに積極的に検収時に異物を発見というのがありますよね、発見というのは偶然にあったのを、たまたま見付けるっていう意味なのか、積極的にチェックして、見付けようとするようなことをするのか、これはどっちですか。

○給食課長

まず検収は栄養士が1人でしておりますので、全ての物資の虫等の異物を見付けるというのは当然ながら時間の関係で無理です。箱を開けて虫が多い場合は、取り替えしております。作業が始まりますと、調理員が箱を開けて、虫が大量についているということになると、総替えさせております。栄養士が一度見て、調理員が全物資を確認しています。

○教育長

そしたら検収時の一つのいわゆる業務内容として、そういう異物混入的なこともチェックするという部分も入ってるんですね。

○給食課長

はい。

○教育長

積極的に調査、チェックするという考え方で。

○給食課長

毎日しています。

○教育長

たまたま見付かるって訳じゃないんですね。

○給食課長

はい、申し訳ないんですけど、野菜の茎の中に入ってるものは、ちょっと見付けられないです。

○給食課長

野菜の処理は、調理員が箱を開けて虫が付いてるかどうか確認します。その後、砂と異物を落とさないといけませんので、200リットルのシンク、ご家庭の風呂桶が三つつながっているシンクがございます。そこに水をいっぱい入れて、なおかつオーバースプレーして、うわ水の汚れた水は随時排水して、1回2回3回洗います。汚れの酷い場合は5回洗います。そこで調理員は、例えば虫が多い時は、ほうれん草の葉っぱ1枚ずつ見て洗います。結構な時間掛かるんですけど、もう総出でやります。洗うことによって微生物や細菌も落しています。微生物も1グラムに10億ついています。1回2回3回洗ううちに、千個まで減るようなデータ結果もございます。調理員には、虫、汚れ、それだけじゃない微生物も落すのでしっかり洗いましょうと、指示したり、微生物の検査結果も提示して衛生指導に役立っています。調理員は本当に毎日気を付けて作業の方をしてくれております。

○教育長

はい、ありがとうございます。まあそう積極的にチェック活動をしていただいているってことでしたら、まあその辺をこの中にもうちょっと分かるように書き入れていただいたら、安心するかなと。

それから、加熱中の食品という真ん中のところにありますよね、異物を発見したら作業を一時中断してこう書いてあるんですけど、あの大きな鍋で加熱してるとしたら、その異物を発見したらっていうのは、それはいわゆる異物を見るような作業工程なんかがあるんですか。

○給食課長

大きな釜で調理していますが、例えば野菜を切り終えた機械は、機械担当者が、ネジ等がなくなっていないか全部確認します。機械のネジがないとなれば、野菜など全て切り終えてから釜に投入しますので、投入するまでの時間もありますので、切った野菜を全て確認します。調理中に異物が入っていることが分かれば、その釜の調理を中止します。機械のネジ等は釜で調理する前に必ず確認して作業するようにしています。あと、虫と異臭、腐敗等は、原材料の時点で分かりますので、それは、使用中止なりの手立てはいたします。それが分からない状態で釜の中に入って匂いがする、異臭がするっていうことになると、調理は中止させていただく考えでございます。

○教育長

例えばネジなんかは、金属ですから底の方に沈みますよね。そうじゃないものっていうのは、まあ言えば底に沈まずに食材に入っていると、だから例えば、ネジや金属類でしたらこうかき混ぜて、底の部分を確認するっていうか、そういうことをやってるんですか。

○給食課長

ネジ1本出てくるまで全力で探しますが、具の多い献立の場合は、探すことは不可能でありますので、その釜の給食は中止いたします。

○教育長

いわゆる、まんべんなく熱が入るように混ぜるんですよね。それと異物を探すのを目的に、こう底からがばっところいく、そういうのを意識して両方やってるのですか。

○給食課長

ネジが釜に入ったことは今までございませんが。入った場合として、その釜の給食を全部廃棄することになります。

○教育長

マニュアルの対応で、普通これ見て、調理中、加熱中の対応で事実上難しいので、それやったら調理前に釜に入れる時とかね。

○給食課長

異臭とか異物とかは、釜に入る前に全て排除できると思います。それは自信あります。調理員と話してるんですけど。まず釜の中に腐ったものが入るとかっていうのは、絶対はないと思います。

○教育長

まあそこらちょっと現実的にね、熱く炊いてるやつを、底にネジ探すためにほとんどあり得ないケースで、そういう調理をしようとしているのか、たまたま混ぜてたら見付かった場合を想定しているのか、そこら表現の仕方、まあ読んだらそのまま文章として把握できると思いますが、ちょっと検討してもらいたい。

○教育委員

これはたぶん、加熱前の食品と、加熱中の食品に細かく分けてしまってるから、そういう異議が出てくるから、それを調理作業中に異物を発見というような中でやるのが自然なんかな。

○給食課長

そうですね、はい、そうさせていただきます。

○教育委員

あまり詳しくやればやるほど、それほんまにできますかって話になりますね。

○給食課長

はい。

○教育委員

まあそれと加熱中のね、この場合、先程から話に出ている金属のものであったりっていうのは当然ながら、釜の中で金属のものが出てくるっていうのは、まず無いわけでしょう。その前の過程ですれば刻んだりそういう過程で、出てくるもんやから、むしろだから加熱中っていうことは、外から加熱中に飛び込んだ虫だとか、そういうものの方が可能性としてあるわけですね、だから今おっしゃったみたいに、まとめてやっぱりしてしまう方が良い。

○給食課長

分かりました。

○教育長

先程、委員からもありましたように異物混入が起こらないようにということを、学校もセンターも、きちっとやるということが、大事なというふうに思います。配膳の仕方でもふざけてとか故意に異物を入れるというようなことのないような配膳のありかたというようなことも考えられるかなと思います。そう

いったあたりも今後検討課題だろうと思います。ありがとうございました。

他、異物混入関係で何かございませんでしょうか。はい。そしたら一応、議決案件、それから報告案件、終わります。全体を通して何か発言漏れといたしますか、そういったもの、あればよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。はい、それでは以上をもって、第2回の定例教育委員会会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前11時38分